

群馬労働局 職場体験実習（インターンシップ）の実施について

厚生労働省群馬労働局（以下「群馬労働局」という。）では、[「厚生労働省群馬労働局職場体験実習実施要領」（PDF:186KB）](#)に基づき、大学及び大学院（以下、「大学等」という。）の学生を対象とし、群馬労働局において実務を体験することにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、群馬労働局への理解を深めてもらうことを目的として、下記のとおり職場体験実習（インターンシップ）を実施することとしています。

1. 実習の対象者

大学等に在籍する学生

2. 募集内容

- ① 労働基準監督官の業務
- ② ハローワーク及び雇用環境・均等室の業務
- ③ 労働基準監督署及び労働保険徴収室の業務

受入予定の詳細については、[「令和2年度 群馬労働局職場体験実習（インターンシップ）受入予定表」（PDF:69KB）](#)をご覧ください。

3. 実習の期間

- ①～③ 令和2年7月6日（月）～ 9月18日（金）のうち3～5日間

4. 実習の場所・時間

（1）実習の場所

上記2のうち

- ① 群馬労働局労働基準部及び県内の労働基準監督署
- ② 各公共職業安定所（ハローワーク）及び群馬労働局雇用環境・均等室
- ③ 各労働基準監督署及び群馬労働局労働保険徴収室

（2）時間

原則として、国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで（うち、12時から13時は、休憩時間）

5. 応募締切

- （1）令和2年7月6日（月）～7月31日（金）の実習については
令和2年6月5日（金）
- （2）令和2年8月3日（月）～8月28日（金）の実習については
令和2年7月3日（金）
- （3）令和2年8月31日（月）～9月18日（金）の実習については
令和2年7月22日（水）

※ この締切は、大学等が、学生の応募をとりまとめて、群馬労働局に提出する締切日になります。 大学等における応募締切ではありませんので、ご注意ください。

6. 応募の方法等

大学等の担当部局は、希望する学生についてとりまとめを行い、一括して下記9の応募先に必要書類3種類

- ① [厚生労働省群馬労働局職場体験実習推薦書 \(Excel:30KB\)](#)
- ② [厚生労働省群馬労働局職場体験実習志望理由等調査票 \(Word:26KB\)](#)
- ③ [履歴書 \(指定様式\) \(Excel:19KB\)](#)

を郵送してください。(学生個人からの応募は受け付けておりません)。

なお、学生の受け入れが決まった際には、群馬労働局と各大学等において、覚書を交わす等の手続きを予定しているため、推薦にあたっては、各大学等の就職担当部局の責任において行ってください。

(1) 学生の方へ

上記②厚生労働省群馬労働局職場体験実習志望理由等調査票及び③履歴書(指定様式)に必要事項を記載して、大学等の窓口に提出してください。

なお、上記5の締切日は、あくまで大学等が群馬労働局に提出する締切ですので、ご注意ください。

(2) 大学の担当部局の方へ

上記①厚生労働省群馬労働局職場体験実習推薦書に必要事項を記載して、学生から提出された厚生労働省群馬労働局職場体験実習志望理由等調査票及び履歴書と共に、上記5の締切日までに下記9の応募先に郵送してください。

7. 参加学生の決定

書類選考(面接を行う場合もあります。)後、[受入予定者についてのみ](#)、

- ① 令和2年7月6日～7月31日の実習については、令和2年6月12日(金)
 - ② 令和2年8月3日～8月28日の実習については、令和2年7月10日(金)
 - ③ 令和2年8月31日～9月18日の実習については、令和2年7月31日(金)
- までに、各大学等あてに連絡します(事情により遅れる場合は、別途連絡します)。

大学等の担当部局は、受入の決定した学生についてとりまとめを行い、一括して下記9の応募先に、必要書類3種類

- ①厚生労働省群馬労働局 職場体験実習に関する覚書
 - ②誓約書
 - ③保険加入証明書
- を郵送してください。

8. 所用経費

本実習の必要経費(交通費、滞在費、食事代、保険料等)については、原則として各自で負担することになります(群馬労働局では負担いたしません)。

なお、[受入に際しては、災害傷害保険、賠償責任保険に加入していることを条件とします。](#)

9. 応募・問い合わせ先

厚生労働省群馬労働局総務部総務課人事係

所在地：〒371-8567 前橋市大手町二丁目3-1 前橋地方合同庁舎9階

TEL：027-896-4732 FAX：027-896-2080